

## 平成28年第4回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

平成28年3月28日(月) 午後3時00分～午後3時23分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

	教育長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	委員	國安 環
事務局	教育部長	山岸 伸雄
	学校教育課長	川瀬 康彦
	生涯学習課長	湯佐 茂雄
	給食センター所長	妹尾 真
	図書館長	林 隆則
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	吉村 泰之

### 4 議 事

報告第13号 幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第14号 幕別町子ども110番の家実施要綱の一部を改正する要綱

議案第15号 教職員の事故に係る処分の内申について

議案第16号 平成28年4月1日付学校職員採用に係る内申について

議案第17号 幕別町教育委員会事務職員の任免について

議案第18号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**田村教育長** ただ今から、第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、

2番早津委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第3回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、第3回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

**教育部長(山岸 伸雄)** ありません。

**田村教育長** 事務報告がないようですので、次に議件に入らせていただきます。

日程第5、議案第13号幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬 康彦)** 議案第13号幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、提案の理由を申し上げます。議案書は1ページから3ページあります。併せまして、議案第13号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

なお、新旧対照表につきましては、今回、変更となったところをお示しするところがありますが、ここでは確認の意味を込めまして、全情報を記載しております。

また、今回の改正は本庁の行政組織機構の見直しにより、本日4月1日、組織機構が変更になることに伴い、教育委員会においては、学校教育課ならびに生涯学習課の事務局、教育機関である学校給食センター及び図書館を統括する部として教育部を新設することに係るものでございますことをご了解いただきたいと存じます。

新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。今回、改正する条文に絞りまして、ご説明申し上げます。

1ページになります。第1条でございますが、教育委員会の事務局の内部組織は教育委員会規則で定めることができる地方教育行政法及び同法施行令を定める引用条項の整理による条文の改正でございます。

次に第3条でございます。本庁の行政組織機構の見直しに伴う組織の編成をすべく、教育部を置き、部に事務局の学校教育課及び生涯学習課を置き、また、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センター、図書館を部が所管する教育機関に位置付けをする条文の改正をするものでございます。

次に2ページから4ページ、第7条から第9条でございますが、今までの幕別町教育委員会事務局組織規則に規定される職制をもとに、それぞれ表で規定するものでございます。第7条から事務局、教育機関の内部組織、職、職務を表で掲げ、第8条では、第7条に掲げる以外の職、第9条では必要に応じて置く職を掲げているものでございます。

次に第1条でございますが、条文の整理でございます。議案書にお戻りいただき、3ページをご覧いただきたいと思っております。附則におきまして、この規則は平成28年4月1日から施行するのでございます。また、第2項でございますが、この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる事務局及び教育機関の内部組織の職員である者は、別に発令されない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる事務局及び内部組織の相当の職員となるものと謳うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**田村教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第13号について議案通り可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め議案第13号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に日程第6、議案第14号幕別町子ども110番の家実施要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

**生涯学習課長（湯佐 茂雄）** 議案第14号、幕別町子ども110番の家実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書は4ページで、合わせて議案第14号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。なお、新旧対照表につきましては、本来変更となった部分のみを記載するところではありますが、確認の意味を含めまして、全条文を記載させていただいております。

本改正は、本町の行政組織機構の見直しにより本年4月1日から組織機構が変更となることに伴うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。今回改正する条文のみ説明させていただきます。本要綱の実施にあたる事務の取り扱いにつきましては、児童生徒健全育成推進委員会事務局と町部局において担当しているところであり、2ページの左側の現行要綱の第4条第1項及び第2項ならびに3ページの第10条中の下線部分の3か所になりますが、いずれも「幕別町民生部町民課」を右側の改正要綱の「幕別町住民福祉部防災環境課」に改めるものであります。

議案書の4ページをご覧いただきたいと思います。附則についてでございますが、本要綱の施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

**田村教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第14号について議案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第14号については原案のとおり可決いたしました。

次に日程第7、議案第15号教職員の事故に係る処分の内申についてから、日程第10、議案第18号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、人事案件及びプライバシーの保護のため秘密会といたします。これに異議ありませんか。

（異議なし）

**田村教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**田村教育長** 秘密会を解きます。

その他といたしまして、何かございませんか。

（ありません。）

**田村教育長** それでは、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第4回教育委員会会議を閉じます。